

クロスオーバー大和「家族会」規約

第1条（目的）

発達障害への理解を深め、利用者への支援とその家族の福祉の充実を図ることを目的とする

第2条（名称）

本会は『クロスオーバー大和家族会』と称する

第3条（事業）

1. 家族交流会（年2回）
2. 家族学集会（年2回）
3. その他必要な家族会活動

第4条（会員）

本会は家族会員・一般会員で構成する

家族会員はクロスオーバー大和利用者の家族および利用者を支援する者である

一般会員は本会事業に賛同する人である

第5条（会費及び徴収）

会費は家族会活動に参加したときに家族会員一世帯 500 円、一般会員世帯 800 円として徴収する

第6条（入会・退会）

会費の納入を以って会員とみなす

会員の申し出によって退会できる

一般会員は年度ごとに会員資格の更新を行う

第7条（世話人）

1. 会員より家族会の世話人を選出（3名以内）
2. 任期は1年間とし、再任を防げない

第8条（運営）

世話人は本会事業運営のために次の事項を行う

1. 年1回総会を開き、事業及び会計報告をする
2. 世話人は本会の必要事項を決定することが出来る

第9条（会計）

本会の経費は会費と寄付金その他を以って当てる

会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする

第10条（事務局）

1. 事務局をクロスオーバー大和事業所内に置き、一般事務をゆだねる

附則

1. 本規約の改正は総会出席者（含む委任状）の1/2の承認を得る事とする

平成26年5月31日